

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年10月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900082 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900022 号

第 1 結論

昭和 56 年 10 月から昭和 59 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 10 月から昭和 59 年 6 月まで

私は、実家に帰った後も国民年金の支払いの手続を行っており、集金は A 地区で行っていたので、父か自分かはつきり分からないが、国民年金保険料を納付していたと思う。

当時の領収書等もなく、実家も今はなく、父も亡くなっている所以詳細は分からないが、納得できないので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、請求者は当初、昭和 56 年 9 月分までの国民年金保険料を納付し、同年同月 14 日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、国民年金被保険者として取り扱われなくなったところ、その後、昭和 61 年 10 月 2 日に、昭和 56 年 9 月 14 日付けの資格喪失に係る記録が取り消されたことから、それ以後は国民年金被保険者として取り扱われ、昭和 56 年 9 月については納付済期間として年金事務所で記録の訂正が行われている。

一方、国民年金法によれば、国民年金被保険者資格は、厚生年金保険被保険者資格を取得したとき、日本国内に住所を有しなくなったとき、60 歳に到達したときなどにその資格を喪失することとされているところ、請求者が請求期間において当該資格喪失事由に該当した事実は確認できないものの、雇用保険被保険者記録によれば、請求者は、昭和 56 年 9 月 15 日付けで B 事業所において雇用保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、請求者の同事業所における就職を契機として、請求者の国民年金被保険者資格を同年同月 14 日付けで喪失した旨の届出が行われたものと推測される。

なお、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったかどうか調査したところ、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出されていた形跡はない上、C 町が合併した D 町は、A 地区では、E 会が国民年金保険料の集金を行っていたが、集金状況が確認できる資料等はない旨回答している。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800464 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900018 号

第 1 結論

昭和 56 年 9 月から昭和 57 年 5 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 57 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

昭和 58 年春から同年秋までの期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 55 年夏から昭和 61 年春までの期間について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 9 月から昭和 57 年 5 月 1 日まで
② 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 58 年春から同年秋まで
④ 昭和 55 年夏から昭和 61 年春まで

請求期間①について、C 社での就労期間が 8 か月漏れている。勤務していた場所は C 社であり、雇っていた会社は A 社だった。この期間の厚生年金保険の記録がない。

請求期間②について、A 社から支払われた賃金額に見合う標準報酬月額が、厚生年金保険の標準報酬月額と一致しない。A 社を退職したあと、D 社に勤務したが、厚生年金保険の標準報酬月額から鑑みて、A 社の標準報酬月額は明らかに釣り合わない。

請求期間③について、会社名を思い出せないが、E 市の「〇〇商事」に半年間勤務したが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間④について、B 社に 5 年余り勤務したが、厚生年金保険の記録がない。

調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険被保険者記録によると、請求者は、昭和 56 年 10 月 19 日に A 社において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、請求者は、A 社に雇用され、勤務地は C 社であった旨主張していることから、C 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったところ、そのうち、請求者のことを記憶している者は、請求者を雇用していた事業所は A 社であり、請求者は、昭和 56 年 9 月頃から勤務を開始した旨回答していることから、請求者は、請求期間①において A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、同社の解散時の代表取締役であった者（同社が解散した際の清算人）は、請求者に関する資料は保管していない旨回答しており、同社の親会社であるF社は、資料の引継ぎ等を行われておらず、記録書類は不明と回答していることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、G社（請求期間①当時の適用事業所名称はC社）は、請求者は同社の社員ではない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、前述のとおり、A社の解散時の代表取締役であった者（同社が解散した際の清算人）は、請求者に関する資料は保管していない旨回答しており、同社の親会社であるF社は、資料の引継ぎ等を行われておらず、記録書類は不明と回答していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出、給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の主張を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間③について、請求者は、事業所名称は思い出せないが、当時居住していたアパートから自転車で10～15分離れた場所にあったE市内の「〇〇商事」の名称の事業所に半年間勤務していた旨主張している。

しかしながら、請求者は、正確な事業所名称、事業主及び同僚の氏名を記憶していないとしており、当該事業所の特定に資する情報を得ることができない。

なお、請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求期間③のうち、資格取得年月日は昭和58年5月8日、離職年月日は同年同月21日のH社に係る記録が確認でき、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の中には、請求者と思われる者が勤務していたことを記憶している旨回答しているものの、請求者は、同社と請求に係る事業所が同一事業所かどうか分からない旨陳述しており、H社と請求に係る事業所が同一であるかの特定ができない。

また、商業登記簿謄本によると、H社は既に解散しており、同社の解散時の代表取締役であった者は、資料は処分した旨回答していることから、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

4 請求期間④について、請求者がB社に5年余り勤務していたことの証明として提出した書類によると、B社において5年以上勤務していた旨が記載されており、同社マネージャーのサインと、「November 29, 1986」(昭和61年11月29日)の日付が記載されている。

しかしながら、請求者は、同社における勤務状況について、1回の勤務時間は2時間から4時間、一週間に2～3回の勤務だった旨主張しているところ、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、請求期間④当時、勤務形態は常用雇用とパートがあり、パートは厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

また、前述の書類において氏名が確認できる者も、当該文書に記載されている5年以上の勤務期間について、その期間の勤務形態は常用雇用の正社員だったかどうか不明である旨陳述している。

さらに、商業登記簿謄本によると、B社は解散している上、同社を合併したI社(後にJ社へ商号変更。)も既に破産しており、J社の元代表取締役から回答を得られず、請求者に係る資料を入手することができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間④において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800465 号

厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1900001 号

第 1 結論

昭和 49 年 4 月 1 日から昭和 52 年 2 月 3 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から昭和 52 年 2 月 3 日まで

A 社 (請求期間当時は B 社) で厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっている。私は A 社より脱退手当金の説明は受けていないし、説明を受けていたら脱退するわけがない。脱退手当金受給済期間となっている請求期間について、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の B 社 (現在は C 社) に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 52 年 2 月 26 日に支給決定されている。

また、請求者の請求期間後の厚生年金保険被保険者記号番号は、請求期間に係る被保険者記号番号とは別の番号となっており、請求期間に係る脱退手当金が支給されたために、新たな被保険者記号番号が払い出されたものと考えられるなど、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。